

令和6年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和6年3月5日
本日の会議 令和6年3月8日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	2番 藤 田 明 美 議員	3番 岡 田 義 晴 議員
4番 八 木 亮 三 議員	5番 松 林 敏 議員	6番 西 田 健 議員
7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員	9番 安 部 都 議員
10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員	12番 堤 理 志 議員
13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	山 本 昭 彦 君	教 育 委 員 会 理 事	鳥 山 勝 美 君
総 務 課 長	荒 木 隆 君	情 報 政 策 課 長	木 須 紀 彦 君
秘 書 広 報 課 長	大 山 康 彦 君	契 約 管 財 課 長	永 野 英 明 君
地 域 安 全 課 長	山 口 聡 一 朗 君	政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君
財 政 課 長	北 野 靖 之 君	税 務 課 長	和 田 弘 君
収 納 推 進 課 長	小 川 貴 弘 君	土 木 管 理 課 長	山 崎 禎 三 君
都 市 計 画 課 長	前 田 将 範 君	産 業 振 興 課 長	永 石 大 祐 君
福 祉 課 長	川 内 佳 代 子 君	こ ども 政 策 課 長	宮 司 裕 子 君
住 民 環 境 課 長	細 田 愛 二 君	健 康 保 険 課 長	森 本 陽 子 君
介 護 保 険 課 長	村 田 佳 美 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 庸 輔 君
教 育 総 務 課 長	久 原 和 彦 君	生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 崎 昇 君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 9時55分

令和6年第1回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

令和6年3月8日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	3	長与・時津環境施設組合規約の変更について	
2	4	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	5	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
4	6	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総務
5	7	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
6	8	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※総務
7	9	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※総務
8	10	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
9	11	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	※総務
10	12	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	※総務
11	13	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	※総務
12	14	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産業
13	15	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	※産業
14	16	長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	※産業
15	17	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	※産業
16	18	令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）	※総務 ※産業
17	19	令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
18	20	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
19	21	令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※総務

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第3号長与・時津環境施設組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第3号長与・時津環境施設組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第4号は総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第5号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、松林議員。

○5番（松林敏議員）

新しく、長与町あたらしい学校づくり検討委員会というのを設置するという事なんですけども、まず目的が、義務教育学校制度及び週当たりの授業時数の見直しに係る事項の調査審議及び建議に関する事務と。これを今までどこの部署の人がやっておられたのかっていうことと、これを新しく検討委員会を設置しなくちゃいけない背景みたいなのをもう少し詳しく教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校制度をはじめとする義務教育の在り方であるとか、週当たりの授業数のこま数については、教育委員会事務局の方でも検討をかねてより重ねてきております。令和3年の答申で、令和の日本型学校の構築を目指してというところで、幼児教育から高等教育に至るまでさまざまな充実改善が求められております。また、特に9年間を見据えた義務教育の充実改善については特に力が入られております。本町の小学校中学校を見渡した時にもさまざまな課題もございます。特に幼児教育から小学校教育へのつながり、小学校から中学校へのつながりのところでさまざまな不具合が生じて、登校渋りであったり不登校傾向も見られます。また、教育課程の改善も進めていくことで、さらなる本町の児童生徒の学力向上も期待されるものと考えております。そこで、事務局だけでなく多方面からよりいろんな角度からご意見を頂く中で、本町に合った義務教育の姿というところを見つけていきたいと思って、この検討委員会を設立していただきたいということで議案として上げさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第6号は総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第7号は総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6、議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第8号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第9号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第10号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第11号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第12号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第13号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第14号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第14号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第13、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第15号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第14、議案第16号長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条

例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第16号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第15、議案第17号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第17号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第16、議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第18号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第17、議案第19号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第19号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第20号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第20号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第21号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第21号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第22号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第22号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第21、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、堤議員。

○12番（堤理志議員）

説明書の139ページの一番下段にあります海と日本プロジェクト負担金についてちょっとお伺いしたいんですが、この分は昨年6月議会で、今年度から3年間にわたって二島の方に子どもたちが渡っているいろんなごみ拾いとか生き物調査をするということで、3年間の期間でそういった活動をやるということの2年目に当たるんだと思うんですが、当時この二島という所が戦後アメリカ軍とか進駐軍の爆撃の標的だったということで、安全面で大丈夫なのかということでお尋ねしました。やはりその不安というのはまだ私持っております、例えば警察あるいは自衛隊等でそういう専門的な不発弾等の処理状況、安全性の担保というのが十分できるのかという点を懸念してるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

不発弾等の安全性についてですけれども、昨年の募集の前にも現地に渡り関係者等で調査を行ったり、あと漁協の組合長等も昔からそういう不発弾等の撤去等がされていたというような話も伺っており、安全面については二島を回る範囲等では特に問題ないのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

9番、安部議員。

○9番（安部都議員）

主要な施策に関する説明書の中の12ページで、高齢者の外出の機会に対する支援の健康助成券の2,500円分の交付なんですけど、前年度比82万2,000円の減となっておりますが、この要因に関しましてどのように考えればよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの分の82万2,000円の減につきましては、対象者の減になっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

対象者の減ということは、70歳以上の高齢者全員にこれは配布するものだろうと思うんですが、増員しているのに減になってるといのはちょっとそこところが理解できないんですが。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

大変失礼いたしました。高齢者の人数の減ではなくて、今回令和6年度の当初予算を算定するに当たりまして、昨年度までは全体の70歳以上の人数に8割ということで交付率の方を掛けてたところがあるんですが、今回はこの交付率に利用率0.95を掛けてまして予算の方の減額というふうになっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第23号は、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第22、議案第24号令和6年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第24号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23、議案第25号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第25号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第24、議案第26号令和6年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第26号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第25、議案第27号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第27号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第26、議案第28号令和6年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第28号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第27、議案第29号令和6年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第29号は産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第4号から議案第29号までの26件は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月21日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第29号までの26件は、3月21日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は審査の結果を3月21日までに議長に報告願います。

日程第28、議案第30号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第30号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、3月22日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 9時55分)